法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「連結納税の承認申請等」を「事業年度の特例」に改め、「―第八条の三の十二」を削り、「第十一款の二　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価（第二十七条の十三の二）」を「第十一款の三　完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七条の十三の三）」に、「第十一款の四　組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七条の十四―第二十七条の十六の二）」を「第十一款の五　工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七条の十六の三）」に、「第十一款の五　公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二十七条の十六の四）」を「第十一款の六　完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算（第二十七条の十六の五―第二十七条の十六の十五）」に改める。

「第十一款の二　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価（第二十七条の十三の二）
第十一款の三　完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七条の十三の三）
第十一款の四　組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七条の十四―第二十七条の十六の二）
第十一款の五　工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七条の十六の三）
第十一款の六　公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二十七条の十六の四）」

を

「第一章の二　各連結事業年度の連結所得に対する法人税
第一節　各連結事業年度の連結所得の金額の計算
第一款　個別益金額又は個別損金額（第三十六条の五・第三十七条）
第二款　寄附金（第三十七条の二）
第三款　繰越欠損金（第三十七条の三―第三十七条の三の四）
第二節　税額の計算（第三十七条の四―第三十七条の七の三）
第三節　申告、納付及び還付
第一款　連結中間申告（第三十七条の八―第三十七条の十）
第二款　連結確定申告（第三十七条の十一―第三十七条の十五）
第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例（第三十七条の十五の二・第三十七条の十五の三）
第三款　個別帰属額等の届出（第三十七条の十六・第三十七条の十七）
第四款　還付（第三十八条）
第二章　退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）」

に、「第三十条の三」を「第三十条の四」に、「第三十六条の三の三」を「第三十六条の三の四」に、「第三十七条」に、「第三十六条の四」を「第三十八条」に、「第一章の二」を「第二章」に、「退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）」を「第五章　事業年度の特例（第五十二条）」に改める。

第一条中「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結法人」を「通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、「「連結所得」」、「「連結欠損金額」」及び「「連結中間申告書」、「連結確定申告書」」を削り、「第十八号の四」を「第十九号」に、「第三十七号の二」を「第三十七号」に改め、「「連結所得」」、「「連結欠損金額」及び「「連結中間申告書」、連結確定申告書」を削る。

第一編第五章を次のように改める。

第五章　事業年度の特例

第八条の三の三　法第十四条第八項（事業年度の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十四条第八項の書類の提出をする同項に規定する通算親法人等の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びに代表者の氏名

二　法第十四条第八項に規定する内国法人及び同項第一号に規定する他の内国法人（既に前号の通算親法人等により提出された同項の書類にその名称が記載されたものを除く。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　前号の内国法人及び他の内国法人の法第十四条第八項に規定する加入日（次号において「加入日」という。）

四　第二号の他の内国法人の加入日の前日から法第十四条第八項第一号に規定する特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度（同項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいう。）開始の日及び終了の日

五　その他参考となるべき事項

第八条の五の二中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第八条の六第三項中「第二十五条第五項」を「第二十五条第六項（資産の評価益）」に改める。